

## 改正化審法の骨格固まる



The Knights

化学物質審査規正法(化審法)の改正法案の骨格が固まりました。

現行の化審法では 1973 年に、当時としては国際的にも先駆的な内容を持って制定されましたが「人の健康を損なうおそれのある化学物質」による環境汚染防止を目的としているため、わが国では新規化学物質の生態系への影響に関する法的措置が不十分な状態でした。

今回の改正法案では、新規化学物質は事前審査の段階で従来の試験に加え生態毒性実験を実施することとなります。分解性、蓄積性、長期毒性などに応じて指定化学物質、第一種・第二種特定化学物質として規制する現行法の枠組みは変わらず、生態毒性のある物質を指定化学物質と同一の規制枠とするか、新たに「生態影響監視物質」(仮称)の枠を設けるかは未定です。

一方、国際的な動向や最新の科学的知見に基づいて新規化学物質を一律的に扱う現行法の規制の一部緩和もされます。一つは中間物質、閉鎖系の使用用途、輸出専用品に対しては、暴露に関する一定要件を満たせば規制の対象外とすること、もう一つは難分解性でも高蓄積性でないものについては年間の製造量・輸入総量が 10t 以下であることが担保されれば、人および生態毒性試験を不要とすることとされ、柔軟化を図る新たな枠組みも盛り込まれました。

また事業者が事後に当該等物質の有害情報を新たに得た場合の届出の義務化をします。

閉鎖系用途や 10t 以下の物質に対しても、事後の監視を義務づけており、リスク評価に基づいた適正管理が可能となります。

資料:平成 14 年 12 月 24 日付 化学工業日報

分離分析課 金子 圭介

The Knights of Environmental Science  
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市大字太田窪 2051 番地 2  
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817  
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 製品開発・品質管理に伴う化学分析 |
| 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 6 トータルサニテーション管理    |
| 3 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 7 微生物に関する試験・調査     |
| 4 労働衛生管理に伴う作業環境測定    | 8 依託試験・研究・開発       |

